

リコーグループサプライヤー行動規範

リコーグループは、社会全体から成長・発展を望まれる企業となり、経営のあらゆる側面から、グローバルな視点で「企業の社会に対する責任」(CSR)を果たすために、「誠実な企業活動」「環境との調和」「人間尊重」「社会との調和」の原則に基づいて、各国の法令、国際ルールおよびその精神を理解し遵守するとともに、社会的良識をもって行動することを「リコーグループ CSR 憲章」と「リコーグループ行動規範」として定めています。

以上の考え方にに基づき、リコーグループでは、サプライヤーの皆様にもリコーグループのCSRの原則にご理解、ご賛同いただき、サプライヤーの皆様と共により良い社会・地球環境作りと企業の持続的な発展の実現を目指して努力しつづけることに向け、本規範を制定いたしました。

つきましては、サプライヤーの皆様におかれましても以下の項目を遵守していただくようお願い致します。特に、「要求します」とあります項目は法規制及びリコーグループが最重要事項と位置づけております項目であり、セルフアセスメントにて実施状況を確認させていただきます。

1 お客様の立場に立った商品の提供

1) 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行なう場合、製品が法令等で定める安全基準を満足することを要求します。

2) 品質保証システム

品質保証システム (ISO9000 シリーズまたは同等な品質保証システム) を構築し、また運用することを要望します。

2 自由な競争および公正な取引

1) 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行なわないことを要求します。

2) 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、仕入先様に不利益を与える行為を行なわないことを要求します。

3 企業秘密の管理

1) 機密情報・顧客情報・第三者情報の漏洩防止

自社の機密情報、自ら収集した顧客や第三者の情報および顧客や第三者から預託を受けた情報を適切に管理・保護することを要求します。

2) 個人情報の漏洩防止

自社・顧客・第三者の個人情報を適切に管理・保護することを要求します。

3) コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び第三者に被害を与えないよう管理することを要望します。

4 接待、贈答などの制限

すべてのビジネス関係において、不適切な利益を目的とした贈答、接待の供与・受領が行なわれないことを要求します。

5 適正な輸出入管理

法令等で規制される貨物またはその関連技術の輸出入取引に関して、適切な管理体制を整備し、正しい輸出入手続を行なうことを要求します。

6 知的財産の保護と活用

知的財産権を尊重し、第三者の知的財産権を侵害しないことを要求します。

7 反社会的行為への関与の禁止

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力との関係を一切持たないことを要求します。

8 責任ある鉱物調達

紛争地域および高リスク地域における人権侵害や環境破壊等に加担しないために、それらの地域から不法に産出されたスズ、タンタル、タングステンならびにその鉱石、及び金を含む原材料、部品、製品等の調達及び使用をしないことを要望します。また、そのための適切な取り組み等を実施することを要望します。

9 会社資産の保護

1) 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整えることを要望します。

2) 調達リスク管理

製品の安定供給を行なうために、日常的、組織的にリスク管理活動が行なわれることを要望します。

10 地球環境の尊重

1) 製品に含有する化学物質の管理

リコーグループが求める化学物質規制に関する法規制や表示規制を含めて、含有物質規制または禁止に関するすべての法規制を遵守すること、また、リコーグループがCMS（化学物質管理システム）構築が必要と判断した場合は、当該認定制度の定める要求事項を遵守することを要求します。

2) 製造工程で用いる化学物質の管理

所在国の法令等で指定された化学物質を製造工程に対して管理することを要求します。また製造工程における塩素系有機洗浄剤を使用しないことを要望します。

3) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等、または同等なリコーガイドライン）を取得、運用することを要求します。

4) 環境への影響の最小化（大気・水質・土壌など）

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守すること、また必要に応じて自主基準をもって更なる改善をすることを要求します。

5) 許認可および届け出

所在国の法令等に従い必要とされる環境上の許認可を受けること、また要求された管理を必ず行政に提出することを要求します。

6) 資源・エネルギーの有効活用（3R）

省資源・省エネルギーを実施するための自主目標を設定し、継続的な資源・エネルギーの有効活用（Reduce Reuse Recycle）を図ることを要望します。

7) 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6 など）の排出量削減を実行するための自主目標を設定し、継続的削減を図ることを要望します。

8) 廃棄物削減

廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、継続的削減を図ることを要望します。

9) 環境保全への取組み状況の開示

環境活動の成果について、積極的に開示することを要望します。

10) 生物多様性の保全

生物多様性に配慮した事業活動（調達等）を要望します。

11 基本的人権の尊重

1) 雇用の自主性

すべての従業員をその自由意志において雇用し、また強制的な労働を行なわないことを要求します。

2) 非人道的な扱いの禁止

虐待や各種嫌がらせ（ハラスメント）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを抑制し、また従業員の人権を尊重することを要求します。

3) 児童労働の禁止

児童対象にあたる者を雇用せず、また就労させないことを要求します。

4) 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めることを要求します。

5) 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な懲罰的賃金低減を行なわないことを要求します。

6) 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間を適切に管理することを要求します。

7) 結社の自由

従業員が法律や条令に基づき、自由な意思で団体を結成、またはその団体へ加入すること、あるいは加入を辞退する権利を尊重する事を要求します。また、従業員と経営者の労使双方で、労働条件について誠実に協議・対話することを要求します。

8) 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じることを要望します。

9) 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保することを要望します。

10) 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質などに接する状況を把握し、適切な対策を講じることを要望します。

11) 労働災害・労働疾病

労働災害及び労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じることを要望します。

12) 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底することを要望します。

13) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ、災害・疾病に繋がらぬよう、適切に管理することを要望します。

14) 施設の安全性

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保することを要望します。

15) 従業員の健康管理

すべての従業員に対し、適切な健康管理を行なうことを要望します。

12 社会貢献活動の実践

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行なうことを要望します。

13 社会との相互理解

1) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関して正確な情報を提供することを要望します。

2) 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行なうことを要望します。

以上

制定：2006年1月1日

改訂：2014年8月1日

改訂：2016年4月1日

付 表

■ILO8条約とリコーグループサプライヤー行動規範の対比表

分野	ILO条約	リコーグループサプライヤー行動規範
強制労働の禁止	29号（強制労働に関する条約）	11 基本的人権の尊重
	105号（強制労働の廃止に関する条約）	1) 雇用の自主性
児童労働の廃止	138号（就業の最低年齢に関する条約）	11 基本的人権の尊重
	182号（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時行動に関する条約）	3) 児童労働の禁止
差別の排除	100号（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）	11 基本的人権の尊重
	111号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）	4) 差別の禁止
結社の自由及び団体交渉権	87号（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）	11 基本的人権の尊重
	98号（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）	7) 結社の自由